

第10回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年10月9日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
(前回提案された事項)
 - (1) 協議第7号-2 新市の事務所の位置について（協定項目4）
(協議事項)
 - (2) 協議第14号 新市まちづくり計画について（協定項目6）
－新市まちづくり計画の骨子－
5. 次回の協議事項について
(提案説明)
 - (1) 協議第15号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）
 - (2) 協議第16号 電算システム事業の取扱いについて（協定項目25-3）
6. その他（次回の会議日程等の連絡）
7. 閉 会

<配付資料>

- ・ 第10回会議資料
- ・ 新市まちづくり計画 4章 新市まちづくり計画の基本方針（素案） （別冊）
- ・ 第4回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料

会 議 出 席 者

有村 久行委員	倉田 一利委員
福島 英行委員	湯前 則子委員
木原 数成委員	新村 俊委員
吉村 久則委員	宮田 揮彦委員
津田和 操委員	上村 哲也委員
小原 健彦委員	榎木 ヒサエ委員
西村 新一郎委員	松山 典男委員
笹峯 護委員	石田 與一委員
東麻生原 勉委員	永田 龍二委員
池田 靖委員	砂田 光則委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
川東 清昭委員	松永 讓委員
常盤 信一委員	狩集 玲子委員
木場 幸一委員	原田 統之介委員
黒木 更生委員	八木 幸夫委員
迫田 良信委員	林 麗子委員
浦野 義仁委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
大庭 勝委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員

川畠 暁委員

徳永 麗子委員

児玉 實光委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第10回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして児玉委員、徳永委員、徳田委員、川島委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第10回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、本日の会議におきましては、これから策定を進めていくこととなります新市のまちづくり計画のその全体の骨子像につきましてご協議をいただくことになっているところでございますが、現在このまちづくり計画につきましては、ご案内のとおり、アンケート調査の実施やフォーラム委員会での提言、それからそれぞれの首長のヒアリング等を経まして、ワーキングチームあるいはプロジェクトチームでその内容の検討を進めているところでございます。今日は協議事項といたしましてその全体の骨子についてご意見をいただくということにいたしているところでございますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。なお、計画に関連いたしまして、県の事業等につきましては、それぞれ市町村から事業計画を出していただきまして、包括的なもの、あるいは継続すべきと、あるいは新規のもの等に事務局の方で整理をいたしまして、現在県の方と協議を進めているところでございます。こういった協議が整ったものにつきましてもこの計画の中に取り組んでいくという方向で進めていきたいということでございますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。二つ目に、新市の名称につきましての今公募を行っているところでございます。前回 200人を超えるということをお知らせしたところでございますが、現在のところ 650に近い方々の応募をいただいているということでございますが、このことについてもご報告を申し上げさせていただきますと思います。今日も委員の皆様方の活発なご意見をいただきまして、この会が円滑に進んでまいりますようにご協力方よろしくお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願い致します。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。ここで皆様方に少しお諮りをいたしたいと思いますが、前回に引き続きまして、隼人町議会で合併協議会からの前回離脱

に関する決議案の可決されたことに対しまして時間をいただいているいろいろとご説明をいただいたところですが、前回の協議会で協議スケジュールに従い今後も着実に合併協議会を継続していくということをお話申し上げたところでございます。したがって、ここで確認の意味も含めまして現在の合併協議会の協議の進捗状況等を事務局から説明させていただきたいと思っております。どのくらい協議が進んでいて、残された協議項目がどのようなものであるのか。それは大体いつ頃協議をなされるのか。住民の皆さんにいつ頃まちづくりや事務事業の水準が示され、ご判断いただくことになるのか。このあたりのことを事務局から説明をさせて、この協議会で再度整理、確認をしておきたいと思っておりますが、そういうことで進めてよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、協議スケジュールにつきまして現在の状況についてご報告を申し上げたいと思っております。まず本日配付いたしました資料に、1枚紙の中に「始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況、10月の9日現在」というのが1枚紙が配付をされていると思っております。最初の段階で51の協定項目についてご承認いただいているわけですが、それに基づきます現在の状況を整理をさせていただきます。まず1番と2番目、合併の方式、それから合併の期日につきましては既に承認済みでございます。それから新市の名称につきましては、新市名称検討小委員会でいわゆる応募のための整理が終わりましたので、現在その新市の名称を応募中ございまして、今月末までその作業が続きます。件数につきましては先ほど会長の方から話があったとおりの状況でございます。それから新市の事務所の位置につきましては「提案中」という所に印がしてございますけれども、いわゆる本日正式にご協議をいただくという形で、現在のところここに整理をさせていただきました。それから7番目の議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、本日この協議会終了後に第5回目の委員会を開催をされる予定になっております。それから、ずっと飛びまして20番目に慣行の取扱い、これにつきましても協議済みということでございます。それから、右の方に移りまして男女共同参画事業、それから姉妹都市、それから国際交流事業、25の(1)と(2)の件でございますけれども、この2件につきましても承認済みでございます。同じく(7)番目、交通関係事業、それから26番目の病院関係事業、ここまですでに協議をいただきまして承認をいただいております。そのほか△の印が多いわけですが、最初の段階で協議スケジュールをお配りしておりますけれども、私もできるだけこのスケジュールどおりに進めるように鋭意努力をいたしているところでございます。ただいろいろと国の方の動向でありますとか、それから私どもの中でも協議を進めていく中でいろいろな関係部署との調整をしなければならぬことが、当初の想定から変更になってきている部分もありますので、多少の変更があろうかと思っております。

れども、また、機会をとらえまして皆様方に今後のスケジュールにつきましては変更がある分についてはお知らせをしてみたいというふうに思っております。これが現在の協定項目の協議の状況でございます。これらにつきましては次回の協議会だよりあたりから住民の皆様方にもここら辺の進捗状況が分かるようにしてみたいということで掲載をしてみたいというふうに考えているところでございます。それから、資料にはございませんけれども、新市のまちづくり計画についてでございます。本日はいわゆるまちづくりの骨子という形でいわゆるこの計画の構成についての部分の協議をいただくことしておりますけれども、新市のまちづくり計画についてのおおむねのスケジュールを申し上げておきたいと思えます。現在この骨子を踏まえるような形でもってワーキンググループ、それからプロジェクトチーム、それから関係をする部署の職員等とその作業を進めているところでございます。そういたしますと、この骨子を踏まえまして素案を皆様方にお示しをしながら概要版として取りまとめをしてみたいと思っております。そこら辺がまとまってみますと関係の住民の方々への説明会ということを用意をしております、説明会等でまた住民の方々のご意見等を伺いながら、この新市のまちづくり計画のいわゆる基本構想等に関する部分を中心としたこういう計画案を取りまとめをしてみたいというように作業を進めていくという形で今作業は進んでいるところでございます。それから、全体的な作業の進め方でございますけれども、これにつきましては最初の段階で資料としてお配りをしていたわけですが、現在そういう新市の計画づくり、それから事務事業の調整という形で作業を進めております。今のところ作業スケジュールにおおむね乗った形で進めてはおります。ただこれからいろいろと細かな作業であるとか、いろいろな要件が整ってまいりますので、できるだけ私の事務局といたしましてはこのスケジュールにのっとった形で進められるように取り組みはしてみたいと思えます。それから、そういたしますといわゆる大きな作業といたしましては、来年の3月ぐらいあたりが一つの協議の終える時期を最初の段階で想定をいたしております。そのあたりでおおむね資料も出揃ってまいりますので、いわゆる合併協議会といたしましての合併の是非の論議についてもいろいろと活発なご議論をいただけるという材料が出揃うのではないかと考えております。それから、それらを踏まえますと合併協定書の調印を行い、これが最初の段階で来年の8月頃というふうにおおむね予定をいたしております。それから来年の9月の議会でもって各市町の議会の議決をいただく機会が出てくるのではないかとというのが現在当初にお示しをしたスケジュール、それに沿って今作業を進めているというようなところでございます。口頭での説明でおおむねの説明になりますけれども、現在の取り組み状況についてご説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ただいまの説明等につきまして何かご質問、はい、迫田委

員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

ただいま協議項目の協議状況が示されたわけですが、本日も隼人町の議長並びに委員の方が欠席ということで、新聞紙上の中でも「早期に臨時議会を開いて住民投票の制定をしたい。」というような町長の談話がこう載っているようではありますが、この協議会を正常化するためにですね早い時期の結論というのが必要ではないかというふうに思うわけですが、めどとしてどういった時期になるのかですね。あるいは住民投票の条例制定あるいは結果、そういった部分がいつ頃までに結論が出されるのか隼人町の町長さんにお伺いしたいと思います。

〔「はい、関連質問」と言う声あり〕

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

よろしゅうございますか。林でございます。今のご質問者の方と関連でございますが、実は私どもちょうど昨日大会いたしまして、その中で1市6町の女性の方が約100名私の所に昨夜終わってからまいりました。そして「林さんどうなるの。隼人町の議会がこの離脱を表明しているけれども、どうすればいいの。どうなっているの、林さん。あなたは委員でしょう。だから、教えてください。」という本当に差し迫ったような心配気な言葉で私にご質問がありました。そしてそれこそ隼人町を含め1市6町の女性たちが大変心配気におっしゃいました。それで私はこう申し上げました。実は明日、今日のことですね、合併協議会がありますので、一応私は皆さん、各1市6町でございますが、津田和町長さんのおっしゃる理念、そういうものは今朝の新聞にもちゃんと書いてございますが、とにかく1市6町の首長、市長さん、町長さんにどう今後スケジュールをお進めになるのか。どういうふうにお考えなっているのかということをお聞きしてみますということを約束してこの会にまいりました。先ほど藤田事務局長さんの方からは予定どおり粛々とスケジュールに従って事を進めていきたいというご説明がありました。その中においてやはり首長の各町長さん方がどのようにこの隼人町の離脱に対して、議会の決議に対して、そして、また、住民投票が行われるべく今日の南日本新聞に載っておりますが、やはり私どもといたしましてはやはり委員としての責任上、そういう皆様方の大きな心配、不安、そういうものに、結論ではなくして、どういう状況であるかということやはり説明する責任があると思いますので、誠に失礼かもしれませんが、1市6町の町長さん方にこの隼人町の議会の離脱、これからの協議会、そして住民投票、それに加えて、やはりそういうみんなが不安感を持っておりますので、今日のこの場で各町長さん、市長さんの理念と申しますか、この協議会に対する心根、そして理念をお聞きしたいと思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまお二人の方からご質問がございましたので、この件について進めてまいりた

いと思いますが、よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、まず1点目、迫田委員の方からお話でしたが、隼人町で昨日議会等が行われ、新聞で報道されているアンケート調査等のことについてどう進められるのかというような質問でございました。町長、津田和委員の方からよろしくお願い申し上げます。はい、まず津田和委員の方からよろしく、そしてその後は各町長さん方に林委員の質問を受けた内容についてお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

ただいま議長の方から指名をいただきましたので、今までの成り行きやら、前回の委員会でも、協議会でもいろいろ経緯を説明を申し上げましたが、今話が出ましたように、実は隼人町は昨日最終本会議をいたしました。その後で委員の要望によりまして4名の方がこの合併についての質問が提出をされまして、そして議運で審議して、その4名の方の質問を受けるということになりましたので、その質問の中でいろいろ私がお答えをしたことが今朝ほど新聞等に出ておりますが、結論から申し上げますと、最終的に町長はこの問題を議会は議決をしているのにどういうふうに考えているのかという質問、そして私が新聞等で以前、前回の25日の会合でここで申し上げまして、「民意を反映していない。」ということをお願いしたその「民意」というのは何を意味しているかという質問と、それからその中の「真摯に受け止める。」ということをお願いしたので、それについてどういうことを真摯に、どういうことかというその説明をしなさいということでしたので、るる説明をいたし、4名の方々にいろいろ話をしました中で、いろんなことを追及をされた中で、結論から申し上げますと、町長は前も「議会の意向によって場合によっては住民投票もやる。」ということをお願いするんですが、こういう事態になってどういうふうに考えているのかという質問の中で、私は以前にも申し上げておりますが、まず住民に説明会をして住民の意も含めた上で、私は場合によっては当然住民投票も考えていると。そして、また、今、民意で町長に対し住民投票をやれという1,800名ぐらいの署名が上がってきて、今月の2日で締め切っておりますが、その件についても法的に処理をしますということをお願いしておりますので、これを含めて目的は一緒だから、私もこういう、ここになれば住民投票を町民の方々に説明会等を開いて執行する予定だということをお願いしておりますが、その民意の方々とも目的は一緒だから、それをひとつ話し合いをしながら、そして進めていくということを昨日も申し上げました。そういうことで、時期につきましては、私の考えでは、大変この協議会に対して今でもこういう形で迷惑をかけておりますが、少なくとも私の考えでは12月に、11月の末から12月になればどうしてもこの合併協議会の予算等も出てくるし、それ以前に何とかある程度のめどをつけておかないと、今度、今の状態では合併協議会

の予算も提案いたしましても否決されるという考えを持っております。そういうことで12月中には何とかひとつそういう民意を、いや、住民説明会等も終えて、そして最終住民投票に持ち込んでいかなければいけないというようなことも考えて今現在おります。期日につきましてははまだはっきり決定もいたしておりません。そのようなことで今後いろんな作業が複雑に出てくるものですから、そういうものをすり合わせて最終的に決定していきたいというふうに考えております。以上のようなことでございますので、委員の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしますが、最善の努力を尽くしていきたいというふうに考えております。これで終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。今度は小原町長の方から、はい。先ほど林委員の質問がございましたが、その件につきまして。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

ご案内のとおり、1市6町の合併の協議会につきましては各市町の議会において可決されて同じ土俵の中で今日まで進んできたということでございまして、福山町におきまず主なる経緯を若干申し上げてみたいと、このように思います。平成15年5月22日の当協議会の設立に向けまして平成14年7月市町村合併に伴う説明会を各集落で持った次第でございます。そして平成14年10月各市町の枠組みについてのアンケート、主にですね、主に枠組みについてのアンケート調査も行った次第でございます。そういうことで今日に至っておるわけですが、私はあくまでも1市6町でもって平成17年2月の新市の発足に向けて始良中央地区合併協議会のスケジュールどおり実行いたしたいと、こういう決意を持っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。1市6町の枠で実行していきたいというお話でございました。吉村霧島町長。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

霧島町の町長の吉村でございます。今、林さんの方から私どもの気持ちも述べよというようなことも仰せつかりましたので、私の、霧島町としての私の気持ちを申し上げてみたいと思います。私どもは、ちょうど私が始良・伊佐の町長会長をいたしております時に、13年の4月の19日でございますけれども、始良・伊佐圏の合併の調査の研究会を立ち上げました。そしてその後国分市を含めてまた話し合いもしようということで1年間だけ話し合いをしたわけでありまして。それぞれ話し合いも進めながら、これでもう大体合併の関係への調査は終えたんじゃないかというようなことで、ちょうどその後1年で終わったわけでありまして。解散をいたしました。その後始良郡でも、伊佐郡でも、どこでも鹿児島県内そうであったと思いますが、合併の問題が急速に持ち上がってきたわけでありまして。私どもの町にも隼人や国分市の若い青年たちが未来を語り私の所に

やっまいりました。その時に話を私も聞いていまして、ああ、これからはやはりこの若い青年たちが我々の町も、そして、また、この地域のまちも担ってってくれるんだというふうに感じました。その後私どもの町にも住民発議が出されたわけでありまして、隼人も出されておりますし、そして、また、国分市も出されました。その後恐らく溝辺や牧園町も出されたと思っております。そういう経過がありまして議会にもお話もいたしましたし、そして、また、住民の皆さんにもやはり合併という問題をどうしていったらいいかという話し合いも詰めてきたわけでありまして、私も町民ふれあい対話を毎年やっておりますから、そういう中で、町民ふれあい対話の中で話し合いをしながら聞いてきました。町の将来の発展、そして、また、一番大事なことは住民の将来の展望が開けるのかどうかということがあったわけでありまして、それが一番私どもの関心事でありました。霧島町はどうしていくべきかと、観光の町、農業や林業の町であります。だから、その将来性を、住民がやはり仕事をしている。その仕事をしている住民の皆さんがやはり将来を考えて生きがいや幸せづくりをどうしてやったらいいんだという話し合いも本当に何遍も何遍も重ねてまいりました。そしてこの問題が住民発議によっていろいろと事が運ばなければならない状況になってまいりましたので、法に従って私どもも町の皆さんにも話もしましたし、そして、また、最終的には議会の承認を得なければならないということで議会の皆さんにお話を申し上げて、そしていろいろと議論がありました。それは激論であったわけでありまして、そして私もいろんな先輩や方々に、若い人たちにも話をし、話を聞いて、そしてやろうと、やった方がいいと、できれば、私の町は観光の町でありますので、林業もありますし、農業も同じような形態でありますから、牧園町も一緒に今までやってきましたので、観光の宣伝にしても何にしても、ホテルや旅館業界の皆さんにしても、観光協会の皆さんにしても一緒にやっまいりました。だから、牧園も一緒にやってほしいという話を私は議会にも申し上げました。そしてそうなったわけでありまして、恐らく隼人町は、やはり自分の町だけの問題じゃなくて、将来やはり溝辺も一緒になっていただかないと隼人の展望は開けないんじゃないかというような町長さんの私は決意もあったんじゃないかというふうに思っております。そして、また、国分市の皆さん方とも、福山の皆さん方とも、牧園や横川の皆さん方も一緒に丸くなって私はやることに将来性がある。やはり個々の、やはり個々の私はそれぞれの町が持ち合わせているものを一緒に合わせることによってこの地域は未来があるんだというふうに私は結論付けたわけでありまして、そして議会の皆さん方も議会で承認をしていただきました。それからこの場に私は臨んできたわけでありまして、最初は本当にいいムードでありました。私は今、隼人がこういうふうになろうなどとは一つも予想もしませんでした。私は隼人の皆さんに申し上げたいんです。隼人がいてこそこのまちの将来は、そして、また、展望が開けるんだということではないでしょうか。なぜ隼人の皆さん方が、議会の皆さん方が反対されるんだらうか。そんな気持ちで今いっぱいあります。やは

りですね国分と、私はここでも申し上げたと思いますが、隼人と国分は一体なんだと、昔から私はそういう認識をしてまいりました。だから、川を隔てて町がある。しかし、その川に橋を架けたら、やはり心の橋を架けたら一緒じゃないかと、そんな思いをいたしております。ですから、これからやはり隼人もですね思い直していただいて、そして隼人の未来もやはり考えていただかなきゃならんだろう。私は少し隼人の皆さん方でですねちょっと苦情を申し上げるかもしれませんが、隼人はですね今までですね隼人の町長さんも財政の関係では非常にいい方向に持っていかうとして仕事をしてこられました。だから、隼人は役場も造っていないし、そして、また、今から学校も造らなけりゃならないと。それから道路も造らなければならない。橋も架けなけりゃならない。港湾事業もやらなけりゃならない。都市計画もやらなけりゃならない。これからそんなら病院経営はどうなるんだと、県の病院だって赤字を出したりしながら縮小していくじゃないですか。だから、それを、私の先輩はこう言いました。「隼人の病院はこの地、始良、伊佐で守らなけりゃいかんのじゃないかと。今我々の、私の所もですが、町民が鹿児島に頭の病気で、急に蜘蛛膜下でもやったら鹿児島まで行かんなんじゃないかと。その間に亡くなってしまうというようなこともありまして、是非隼人の病院がですね鹿児島の県病院や市立病院に劣らぬ病院に発展してもらいたい。そのためにはやはり国分市を中心とした隼人、そして周辺の町が一緒になることが大事なんだ。」とおっしゃいました。だから、私はそのまちづくりにはかけているんです。だから、是非皆さんこの隼人も参加していただいてですねいい、本当に将来性のある、空港もある。そして、また、商工業もある。海もある。山もある。観光もある。こういうまちはですね恐らく私はないと思いますよ。是非皆さんこの点を考えてですね今後もこのまちづくりのために、そして、また、お互いに協力して、それからでもいいじゃないですか。お互いに言い合って、そして自分の地域は自分たちで守るというようなことで、私の町も今、地域振興計画をやりながら、各集落にも働きかけて今1号目が出来上がりました。みんなが自分をつくろうというまちづくりをですねやらなければなりません。だから、一生懸命なっこの合併を成功させたいと私は思っています。是非ひとつ皆さんよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。続きまして牧園の木原町長さんお願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（木原 数成）

牧園町の木原でございます。ただいま福山町、霧島町の両町長の方からお話があったのと同じ考えでございますけれども、私の町でも昨年、この任意合併協議会、法定協議会の前ですが、できる前に、町内各6校区ありますけれども、各地区を2回ずつほど住民説明会等もいたしまして、そして各種団体の会合もいたし、その後住民アンケート等ももちまして、議会の議決を経て、そしてこの1市6町の協議会が設立されたわけでご

ございますけれども、先ほど両町長が申されますように、私の牧園町でも何とかしてこの1市6町の合併に向けて現在推進をされていらっしゃる委員の皆様方と共に一番いい合併ができるんじゃないかというふうに思っておりますが、今、鹿児島県内でも各地区の合併協議会でもいろいろと問題がございますけれども、私はこの1市6町の始良中央地区合併協議会は県内でも模範になるようなスムーズにいくんじゃないかというふうに当初思っておりましたが、最近隼人の議会でこのような離脱問題が出たことは、非常に我々この郡内におきましても、1市6町の首長同士といたしましても非常に残念な思いがしてなりません。そのようなことで私どもはやはり、各町も同じだろうと思いますが、議会の議決を得て1市6町ということを確認していただきまして合併に向けての協議会がございます。そういうことで今後におきましても、やはり1市6町の首長の考えと同じで、私もこの1市6町の合併を成功するために誠心誠意努力してまいりたいと、こういうふうに私は議会にも、町民にも今後も訴えてまいりたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。次に、横川町の福島町長さんお願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

横川町の福島でございます。隼人が抜けた現在どういくべきかというご質問であろうかと思えます。各首長さん方からる説明がございましたとおり、横川町におきましてもいろいろな住民アンケートの問題、説明会かれこれ通じまして法的に進めてきたところでございます。そして、また、1市6町でいこうと言った時にもまた再度町民にも1市6町でいきたいということで説明会をし、九十何%の住民の方がそれで一番いいと、それでいきなさいというゴーサインもいただいて1市6町でということで法定協議会に加入をしたわけでございます。そのようなことで、今、隼人町が議会が離脱ということになりまして、今欠席でございますけれども、法定合併協議会はあくまでも1市6町で今進めているわけでございますので、これをいらないからどうのこうの言う必要はないと、私どもも、私も1市6町で当然進めていくのが筋であろうということで考えているところでございます。横川町といたしましても今後皆様方と一緒にしながら1市6町が本当にスムーズに期限までに合併ができますように一生懸命頑張っていくつもりでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。溝辺町長の有村町長さん。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

溝辺の有村でございます。私は年は食らっておりますけれども、町長の中では一番後輩でございます。先輩の町長さん方からいろいろもう同じような意見が出てまいりました。私は反対の意見を出したいのでありますけれども、いや、実は私が一番この1市6

町の枠組みには熱意を持っておるといふふうに思っております。そのことは、先般25日のこの協議会后に記者の方から「隼人町の議会が離脱を決めた。そしてその離脱をした後の枠組みについて溝辺の名前が出ておるけれども、町長はどうお考えなんですか。」というインタビューを受けましたので、26日の新聞に出ておりましたとおりの回答をさせていただきます。「1市6町で今後ともいくべきだと、隼人町と1対1の合併は考えておりません。」、こういうふうに明快に回答をいたしたところでございます。私はやはり合併特例法の適用を受けて合併するならばべきだと、そうであればやはりこの段階では合併の是非とか、合併の枠組みというのはもう既に乗り越えておらなければいけない。これからは1市6町でどういう問題点があるのか。あるいは、また、どういうまちづくりができるのか。ここに知恵を絞っていくべきだといふふうに思っておりまして、隼人町が議会の離脱という決議はございますけれども、合併特例法の適用を受けるということになりますとおのずから期限もあるわけでございます、肅々とこの合併協議会は続けていくべきだといふふうに思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、私の方も、会長ということではなくて、意見を求められましたので、国分市長という立場でお話を申し上げたいと思います。実はこの合併の問題につきましては、昨年私は10月に国分市長に就任いたしましたところでございますが、その後中断しておりました合併についての話し合いを持つてはないかということで、隼人町長さんがその会の会長をしていただく形で、1市6町ではなくて、1市8町という、栗野、吉松を含めた形で昨年の10月以降スタートがされたところでございました。その後1月に1市6町でいくべきではないかという枠組みで町長、それから首長も入った議論がされてきたところでございます。私は当初からやはり合併するということにつきましてはお互いが持つてる市町村の特性を最大限に出しながら合併をしていくべきだと。したがって、少なくとも皆同じく対等合併をしていくべきだということを最初から主張を申し上げまして、任意の段階、それから準備委員会の段階でもずうっとそのように申し続けながら、準備委員会におきましては1市6町の枠組みが固まり、それをもちまして国分市の議会の方にも法定協議会の設置について提案をし、その前にも、当然のことでございますが、他の町と同じように住民の皆さん方にも説明会を重ね、そして議会の議決を、多くの皆さん方の議会の賛同を得た上での議決を経てこの法定協議会、現在の協議会に臨んできているところでございます。なお、その後この協議会の会長ということでもございます。当然のことといたしまして、冒頭、最初のごあいさつでも申し上げましたけれども、私どもの役割は、この1市6町の枠組みで計画されたスケジュールにのっとり協力を進めながら、やはり合併してよかったというそういう計画をみんなでつくり上げ、まとめ上げていくことではないかといふふうに会長としても申し上げたところでございまして、全く今後もそのような気持ちで、今、他の町の町長さ

ん方のお話も伺ったところでございますので、そのような進め方をさせていただきたいということで決意を新たにいたしましたところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

会長さんが今言っていたところでありますけれども、私は実はあの新聞報道がありましてからですね住民の、溝辺町民の反応はどうだろうかということで、私の意見が新聞に載りましたけれども、「皆さんどうでしょうか。」という意見をあちこち町民のあるいは団体の主な所には問い合わせました。その結果、「全く町長の意見に賛成だ。」と、また、わざわざ「町長、立派なことを言ってくれた。」というふうに電話をいただいた方もございまして、私が独断専行でないということに確信を持ったところでございます。議会も恐らく今までどおり、私は信頼申し上げておりますが、この枠組みを満場一致で決めていただいておりますので、そのまま流れがきておるといふふうには我が町は確信を持っておるところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

私はただいま市長さんのお話を聞いて合併を進めていくんだということを言い忘れておりました。特に住民の皆さんにですね信頼を得られるようなそんなまちづくりと、そして、また、今、市長さんがおっしゃった対等合併ということは私どもの町の住民の皆さんにもやはり理解をしていただいたわけなんです。だから、お互いに一緒になったら公平なんだということはやはりこの合併に対する大きな期待となっておりますように感じます。私も合併を、我が町の町民の皆さんの展望を、将来を開くためにここに参加いたしておりますので、是非私どもも一緒にやらしていただきまして、ひとつこれからもよろしく願い申し上げたいと思います。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまそれぞれの首長さんの方からお話でしたが、これについて何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

牧園の山口です。先ほどですね隼人町長さんが12月以前にある程度めどをつけると、住民説明会を開いて住民投票をするということでございましてですね、そういうことでございましたらひとつ、いろいろ新聞等ではですね、隼人町の方が財政的に合併した場合は負担が大きいというようなことを新聞というのは書かれておりますので、それは3年間に区切ったシミュレーションでやってたりですねしてデータがやっぱりおかしい部分もありますので、そういったところをですね今度説明会でやっぱり理解を求めて、一つは議会、議員の方にも理解を求めて、反対されたんで、離脱じゃないけど、やっぱりやろうという雰囲気をつくっていかれるのと、あと住民の方もですね「やっぱり説明不足だ。」という声が多いようですので、そういった住民説明会をあと、12月以前ということだと1カ月足らずですけど、どのような方法でですねやっていくのか。規模がど

うなのか。校区ごとにやるのか。そういったですね手順が今考えているのがございましたら、この際ですので、ご説明を少しでもしていただきたいと思います。お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

隼人の町長さんよろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、山口さんから住民投票、説明会のことでご質問がございましたが、ご承知のとおり、今、私も今朝ほども出て来る前もいろいろ課長やらその日程、そういうものをちょこっと、昨日の今日でほとんど詰めておりませんが、概略課長に説明をしてきたことは、どうしても、ご承知のとおり、今度は来月は今の予定では衆議院選挙がございます。そして、私はこの議会が終わればできたら早速住民説明会に入ろうというようなことも考えておりましたが、衆議院の、国会議員の選挙がありますので、その間はそういう会合が、説明会をちょっと開けないような状態でございます。だから、住民説明会を開くのには、一応予定としては11月9日ということは今現在なっているようですが、それ以降でない町民を寄しているいろいろ説明会はちょっと無理だということを考えながら、今、今朝ほどうちの課長とも話をしてきましたが、その後、今言うように、11月に入ればあと20日しかないわけですが、その20日間ぐらいで何とか、私は1カ月ぐらいと最初は考えていたんですが、そういうことになっておりますので、できるだけ、住民説明会も集まりが悪いんじゃないかといういろんなことも考えながら、できるだけ小まめに、10人でも、20人でも集まっていたら説明会をしないと、大きな場所でやっても恐らく余計集まってもらえないんじゃないかということも今いろんなことを考えながら検討をしておりますので、さっき申し上げましたように、何とか12月、遅くとも12月の初めまでには終わらせないと、今度、結果的にどういうものが出てくるか。全く普通の選挙と違いまして住民投票なんて予想もつかないような気がいたします。そういうことで実際心配もいたしておりますが、そういうことでこの協議会にも、先ほど申し上げましたように、できるだけ迷惑がかからないような、また、説明会も本当大変な説明会ですので、これが不足しますと結果的にいい結果が出ない可能性もございます。というのが、うちの隼人町は、ご承知のとおり、非常に若い者が多くて、我々が想像も得ないような方向に走る場合がございます。そういうことも十分含めながら、いろんな団体にも呼びかけて、そして協力をいただかなければいけないというふうに考えております。そういうことでひとつご了解願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（榎木 ヒサエ）

霧島の榎木です。先ほど吉村町長の方からいろいろお話がありましたけれども、私もそのとおりだと思っております。そして私は津田和町長さんと同じ隼人産なんです。そ

して隼人町でなんですけれども、このような話が持ち上がりまして、ああ、今度うまくいくなあと思っていたところなんですけれども、今回いろいろ町長さんの方もお骨折りいただいているわけなんですけれども、うまく広域この合併ができたらいいなと思う一人でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。ほかに特にございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

実はですね隼人町町民の会の方々から申し入れ書、これは津田和町長に申し入れ書が行ったと思うんですが、そのことが私どもの方に文書でこうしてまいったんです。この中を見てもみると、いろいろメリット、デメリットのことが書いてあるんですが、こういうことが書いてあるんです。「合併協議会の首長の皆さんは隼人町の老人給食を崩壊させようとしているのではないか。」とちょっと失礼な文言があるわけです。「と危惧するものです。」と。「高齢者を悲しませようとしているのではないか。」とか、「高齢者を泣かせることはやめるべきであります。それは政治とは言えません。」と、こういうこと等もあるわけです。だから、この辺のところをなぜ合併しなけりゃならないか。合併の必要性というのをですね町民に十分周知を図るべきであると、このように思うところがございます。これは参考のために申し上げておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございます。町長何かありますか。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

本当私のことでいろんなことがこう変なところに発展をいたしますが、私はそういうことはもう言いたくはないんですが、実際想像でそういうことが言われているわけです。何にも根拠のないことです。私が合併すれば老人給食はなくなりますよ。低下しますよということは絶対言うておりません。絶対私は、この老人給食はうちも20年かかってここまで来たんだから、こういう何年かかければ全部13万の都市に必ずこれは普及できるということを言うていますので、今、小原町長がおっしゃったこういうことは絶対にございませんで、ひとつ信頼していただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかにはございませんでしょうか。今ずうっとご意見をお伺いいたしました。隼人町長のこれからの取り組みについてもお聞きをしたところでございます。また、首長さんたちのお話もお伺いしたところでございます。1市6町の枠組みをこの形でこの協議会を進めていくという皆さん方の力強い確認であったのではないかと考えております。スケジュールに従い今後も取り組みを進めてまいりたいと思いますので、どうか皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、この件につきましてはこれで終わらせていただきまして、早速でございますが、今日の会議次第第3の諸般

の報告につきまして事務局の方からよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の状況につきましてご報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページに行事等の状況が整理をしております。ただいまいろいろと現在の状況についてご発言がございましたので、私の方からは主なものについてだけ説明申し上げます。9月の25日には第9回の協議会が開かれたわけですが、それに引き続きまして第4回の議会議員の小委員会が開催されました。資料につきましては、所属委員以外の方々にも資料は配付はしておりますので、お目通しを願いたいと思っておりますけれども、いわゆる報酬等についてご議論をいただいたところでございます。以降分科会等がこのような形で開かれております。そして10月の2日に第10回の幹事会を当ホールで開催いたしております。内容につきましては、新市まちづくりのこの骨子について協議をしております。それから併せまして特別職の身分の取扱い、それから電算システム事業の導入についての取扱いについて協議をいたしております。そのほか分科会がこのような形で現在非常に急ピッチで、そして多くの会合が開かれているというような状況でございまして、この結果が事務事業の調整の取りまとめにつながっていくというようなところでございます。そして10月の9日、本日が第10回の協議会、併せまして第5回の議会議員の定数及び任期検討小委員会が引き続きこのホールで開催されます。主なものについてだけご説明申し上げます。以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございました。この諸般の報告につきましては何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、この諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第7号-2、新市の事務所の位置について、これ協定項目4となりますが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局から提案説明を行っておりますが、さらにその補足等がございましたら概要等も含めまして事務局の方からよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会計画班長（木野田 隆）

それでは、協議第7号-2、新市の事務所の位置について（協定項目4）のご説明を、ご提案を申し上げます。資料は前回の協議会資料の6ページからでございます。新市の事務所の位置について次のとおり協議を求めます。(1) 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は国分市中央三丁目45番1号、現国分市役所に置き、新市において検討する。(2) 事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所とし、また、現在の牧之原支所は支所とする。将来的に

は本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。(3) 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。平成15年10月9日提出ということで7ページからその添付資料を前回ご説明いたしました。9ページの方を開いていただきたいと思います。前回までの小委員会の協議事項を整理してございます。詳細の報告につきましては八木委員長の方から逐次説明、報告がございましたが、ここに第1回目の小委員会から第4回目の小委員会についての協議状況を整理してございます。まず第1回目の小委員会におきましては平成15年8月12日に開催され、委員長、副委員長の選任の後に小委員会の役割、それから小委員会の審議日程、スケジュール等について協議がなされました。第2回の小委員会は8月28日に行われ、新市事務所の位置の方式、設置方式、庁舎位置の是非について意見交換が行われました。第3回小委員会は平成15年9月4日に行われ、主に新市の事務所、本庁の位置について検討をされながら、住民の利便性、設置方式、庁舎建設等を総合的に勘案しながら検討していくということを確認されております。それから第4回小委員会が平成15年9月10日に開催されまして、新市の事務所、本庁の位置、それから新市の事務所の方式について、庁舎建設の是非について総合的に協議がなされました。その結果、新市の事務所の位置候補地の選定に関することにおきましては、先ほど申しました1番の国分市中央三丁目45番1号に置き、新市において検討するというので、理由といたしまして、人口重心、通勤・通学等の日常生活圏、交通事情、官公署との関係等について住民の利便性を考慮する必要がある。それから総合支所方式とした場合、管理部門と事務局部門を集結した本庁の収容能力を備えた既存の庁舎である必要があるということから総合的に勘案して国分市が最適であるというふうになりました。それから事務所の設置方式に関しましては、総合支所方式として新市において検討するというふうになりましたが、理由といたしまして、住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。新庁舎を建設せずに既存の庁舎の増改築程度で済む。将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があるというような理由からそのような総合支所方式に当面はするというふうになっております。それから庁舎建設の是非につきましては、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討するというので、理由といたしまして、新庁舎の建設には莫大な費用がかかるため、現在の財政状況等を考慮し、直ちに新庁舎を建設しないこととすると。それから合併までの新庁舎建設は期間的に事実上不可能である。3番目に、将来的に新庁舎建設をする表現を記載した場合、新市まちづくり計画に反映することになるので、その点を考慮した表現としたというようなことでそのような文言になっております。あと10ページから後の方につきましては前回ご説明いたしました。その中で本日の皆様のお手元に配付しております正誤表で1箇所訂正をお願いいたします。19ページでございます。19ページの部門別職員数の一覧でございますが、横川町の分の議会事務局職員が前回「0」になっておりましたが、ここが「3人」の間違

いでございました。その「3」という数字が横川町の議会事務局に入りまして小計が議会事務局が1市6町で24名になります。それから横川町の事務局部門が当初「2」というふうになっておりましたが、「5」に変わります。そしてその小計が「48」から「51」に変わります。そして1市6町合計の欄が、横川町の所がまず「20」になりますので、合計管理事務局部門が「254」から「257」に変更になりますので、ご訂正方よろしくお願いいたします。あと22、23の方には小委員会の方で検討がなされた結果につきましては、その検討結果をフローチャートにして表しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上で新市事務所の位置につきましての協議のご説明をいたします。終わりたいと思います。よろしくご協議お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

牧園町の迫田、念のためにお伺いいたします。パッと見ますとですね4行目に「将来的には本庁方式へ移行していくこと。」という協議内容になっていますが、(2)の4行目にですね「本庁方式へ移行していくこと。」ということになっておりますが、確認のためにお伺いいたします。本庁方式とはいかなるものか再度お伺いしておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、迫田委員の方からご質問がございましたが、本庁方式については、委員長だろうか、事務局。はい、事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会計画班長（木野田 隆）

本庁方式というのは、先ほどご説明いたしました資料の7ページの方にあります。総合支所、本庁、三つの方式がございますが、当面小委員会の中ではこの総合支所方式でいきたいと思いますということで、将来的には行政組織、行財政の健全化を図るために集中方式、この1番のやつになると思いますが、このようなものも新市において検討するというので、これはまた合併後のその新市長さん、それから新議会においてこのような方式に移行していくことも検討しますというようなことでこういう文言になっております。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

迫田委員よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

行財政健全化のために検討をしていこうということだということでございますが、私は小委員会の当初の段階からですねこの本庁方式には異論を申し述べてきたところがございます。小委員会の中では、本庁に出向くためにですね車で移動した場合、30分、大体30分以内が限度であろうということをごをこれまで述べてまいりました。この当面の間の

総合支所方式あるいは本庁の位置をこの現国分市役所に置くということについては異論はないわけですが、将来的に本庁方式へ移行していくという部分についてこれまで異論を申し述べてきました。理由としてですね、やはり本庁方式に移行してまいりますと非常に本庁、牧園町にとりましては距離的に遠くなります。そういう部分の中で本庁方式一本では無理があるのではないかと、総合支所を将来的にも1箇所なり、2箇所残すべきだということを私は述べてきたところでございます。先ほど隼人町さんの問題でそれぞれ首長さん方から意見が出されました。その中でもですね公平・平等とか、いろんなこう非常に聞く部分についてはですね非常にこの快い話があったようでございます。しかしながらですね、やはり納税義務と行政サービスというのは一体化しているものであると、そういうことから考えますとですね、この前も申し上げましたけども、私でここに来るのに50分かかります。うちの議長は1時間かかります。そういったこの1市6町の住民の中にはですね様々な隅々まで住民が生活しているわけでございます。そういった住民、合併した場合に12万8千でしたか、その住民の方々がみんながですね平等・公平な行政サービスを受けなければならぬと、そういうふうには私は考えております。住民の立場に立って私はそういうことを考えております。そういう部分からいきますと本庁方式に移行するというについては非常に疑問を感じております。まずですねこの国分市の市役所は平成12年に建設されたという説明があったかと思いますが、やはりですね将来的にもこのままいきますとですねやはりこの国分市役所が本庁として稼働していく可能性が非常に強いというふうには私は考えております。そういう部分からしてですねやはり将来的にわたってもこう総合支所を1箇所か、2箇所残すべきではないかということを述べてきましたので、これまで述べてきましたし、今日のこの協定項目についてもですねそれを申し上げておきたいというふうに思います。それぞれ、牧園町の事情にかかわらずですね、ほかの町村の方々もやはり、自分たちが、自分の庁舎からここまでの時間帯でなくして、我が町の隅々の住民のことまで考えた協議でなければならぬと、この協議会はですねあくまでも合併に向けた協議会ということでございますから、この中で理解が得られないということになりますとやはり今後問題が出てくるのではないかとこのように常々私は思っておりますので、そういった部分も今日ですね皆さん方の、委員の方々の賢明なるですね判断をお願いしたいと、私はそういうふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、迫田委員の方からございました。迫田委員はこの事務所位置の委員会の委員でもあられたと思いますが、その議論につきましては恐らくですね小委員会の方でも議論、整理をされてここに提案されているものではないのかなというふうにお察し申し上げます。そういうことで、今のご意見を踏まえまして、委員会の方でこの今の整理をした方向、最終的な取りまとめをした方向の考え方についてまずお述べをいただいて、そして

今の問題についての対応をしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

八木でございます。合併協議会の中でやはり庁舎の位置というのは、南北に長いとか、東西に長いとかですね、いろいろな地形的な問題で非常に関心の高い問題の一つかと思ひます。迫田委員のご意見はずうっと賜ってまいりました。取りあへず文章ではこういうふうにまとめさしていただきましたけども、新市において再度検討を行うということを含みは十分持たしているつもりでございます。当然、ですから、恐らく4、5年ぐらひ経ってからのことかと思ひます。10年特例措置がございますので、その間に状況を見ながらまた判断をしていけばよろしいのじゃないかということで小委員会ではまとめたつもりでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま委員長の方から今お話のあったようなことはその新市において今後検討していくべき事項だということで今回提案しているような表現として提言をしているということでございます。これにつきまして何かご意見ございませんか。迫田委員よろしゅうございますか。今お話が。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

新市で検討していくのであればですね、ここの文言をですね、「将来的には新市において検討する。」ということで中間の部分ですね削除すべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

文章はこのままで結構かと思ひますけど、「将来的には新市において検討していく。」ということであらうたっておりますので、含みのある言葉だと私は思っておりますけど。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、迫田委員からのご質問に対しまして委員長の方からお答えをいただいたところでございますが、将来の、今、総合支所方式を進めるけれども、将来につきましては本庁方式につきまして新たに移行していくことを新市において検討するという、それは十分にそういった考え方も含まっております新市においての問題だというような説明であったかと思ひますが、そういうご理解で、これについてご意見があれば、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

この中でですね「『本庁方式へ移行していくこと。』ということは含みを持たしてある。」というふうには委員長は言われますが、新市において検討する場合ですね、この本庁方式、「本庁方式へ移行していくことを」ということがですねやはり大きな一つの判断材料になっていくんじゃないかと、私はそういうふうには思うわけです。この協議会の委員の方々がですね次の新市の検討をするわけじゃないわけですから、そうでしょう。

ですから、ここでは含みを持たしてあるという言葉があってもですね、次の実際に新市で検討する段階においてこの部分がですね重要視される可能性があるということです。私はそういう部分でこの部分は削除すべきだというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

この件についてはそういうお話、ディスカッションしていただいたと思うんですけど、それはあくまでも新市の場所でいろいろ討論していけばいいかと思います。やはり合併のイメージというのは、どうしても本庁方式、効率化とか、そういうイメージからはやっぱり本庁方式が一番理想的ではないかと思われまので、こういう検討問題は文句としては残しておりますけども、あくまでも新市が誕生して新市の問題として後先は考えていっていただければいいんじゃないかということで小委員会は結論していると思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、委員長の方からございました。委員会におきましてもそのような議論を踏まえながら、最終的にはこういうことで取りまとめて提言をいたしている内容だという説明のようでございます。迫田委員外、これに関してほか委員質問がありますか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

福山の川畑です。去る10月3日、私の町の第3回議会の最終議会の後にこの合併協議会の、合併の特別委員会を開いたところでございます。その中において今までの課題等いろいろと説明申し上げまして、各委員からいろいろと意見が出たところでございますが、今のこの(2)の問題であります、やはり将来的には本庁方式へ移行するということが新市において検討するということに対してちょっと委員からもご意見等がございました。「将来的に本庁方式へ移行された場合、我々の町の支所はどうなるんだろうと、非常に不安であると、どれぐらいの支所形態になるか。」と質問を受けたところでございまして、「ここにおいて『新市において検討する。』と掲げてありますので、そこまでは答弁はできません。」と申し上げたところでございますが、今それぞれ委員からも、委員長からも説明があったところでございますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。そのとおり皆さん、各周辺の自治体の皆さん方はですね支所がどうなるんだろうと非常に不安を实际感じていらっしゃると思います。本庁方式として本庁はできたが、各地域にある支所はどれぐらいの形態の支所であるかと、そのあたり等について答弁をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員長よろしいですか。今の議論はですね、先ほどと関連する部分ですが、今、委員長お答えになったところなんですけれども、支所がどういう形で残るんだろうかということが非常に懸念されたということで、本庁方式へ移行ということを新市においてとい

うその本庁方式ということに少しこだわったご発言のようでございます。恐らく委員会の中でもこの議論はされていると思います。委員長以外で委員の方でもその辺の議論の経過、ご発言いただければありがたいんですが、だれかおられませんか。委員長の方からそんなら、はい、そこの部分につきまして。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会委員長（八木 幸夫）

新市において別にその本庁方式だけをですね視野に置いて考えなきゃいけないことは全くないと思います。分散方式とか、いろいろマイナーチェンジもいろんな地域では出ていますので、そういうことを新市において検討すればいいんじゃないかと思います。ただこの本庁方式をですねやはり視野に入れて文言で残しておかなきゃいけないということは、10年間の特例債のその援助の問題がありますし、串良でしたですか、東串良でしたよね、改めて造ることに対して住民が非常に拒否反応を示している。いわゆる合併のそういうイメージですね、効率化等、そういうものを考えるとどうしてもやはり本庁方式の方向に流れは向いているんじゃないかということでそういう本庁方式ということを一応残しておりますけども、あくまでもこれは新市になってみて、しかも4、5年経ってから、その時にいろんなマイナーチェンジも含んでですねその時に検討していただければよろしいんじゃないかということでこの委員会では締めくくっていると思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、山口委員でしょうか、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

私は新市の事務所の位置についてですね小委員会じゃないんですけど、今、委員長が言っていることで矛盾しているんじゃないかなということで、この本庁方式も含めてですね新市で今度は検討するというのであればですね、もうやっぱり不安を削除する意味でも、迫田委員が言われたように、将来的には新市において検討するということの方がスッキリするんじゃないかなと思いますので、あくまでも小委員会はこれで決まったとしても、最終的にはこの協議会でですね決定するということになっておりますから、小委員会はあくまでも案ですから、そこで決定したから、このとおりいくというのはちょっとこの協議会の方式としてはおかしいし、今、委員長はやっぱり、将来、結果的には本庁方式がやっぱり正しいという意識がある中でですねこれが入っているというようなニュアンスですので、そうであれば本庁方式へ移行していくことをですね削除しても、将来的に新市においてまた議論をすればいいんであってですね、そういった意味で削除がいいかと私は意見として申し述べます。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この事務所の委員に入っておった関係上ですね少し申し上げておきたいと思います。決してその本庁方式へこのゆくということで、すぐゆくということを議論したわけじゃ

ないんで、やはり私どもの、私どもと、私の委員としての考えの中にはですね、その総合支所方式というのは極めて現在重要であることは十分認識しております。しかし、この合併という問題が提起されて、今、議論されている方向の中ではですねやはり財政的にも、いろんな住民サービスの面でも前向きに動いていかなければならないという一つのですね課題がございます。そう認識いたしました。それで本庁方式へゆきますとですね、もうご案内のとおり、確かに、こう言えば住民のサービスは低下するんじゃないかとすぐ言われるでしょうけれども、しかし、その財政的にはですね、人数が減り、こういった本庁方式へ移行してゆくことが将来のやはり流れとして考えとかなならない、是非考えなければならない一つの線なんです。そしてそれを置いてですね住民サービスが絶対低下しないように、そのためには今ところは総合支所方式でいかんないかん。あるいはいろんなまた別な選択肢があるかもしれません、当面の後ですね。だから、その方向性を示したその本庁方式でございまして、の考え方でございましてですね、ちょっと言葉が足りませんが、合併によるメリットの方向性を踏まえながらとでも言いましょうかね、しかし、その地域住民のあれを、サービスを絶対下げてはならないんだよというそういったところの実は委員会での考え方だったと思います、意味としてですね。ですから、本庁方式へこうゆくということじゃなくて、この本庁方式という意味には、そういった合併による事務所設置の方式を通じての一つの方向性をやはりあいせな、お金が幾ら要っても構わないんだよと、その住民サービスをする上ではどんどんその支所を、書いてはないんですが、造っていったというようなことではだめなんだと、こういう一つの、分かったでしょうか、私の言いたいことは。そのようなことを私は考えましたので、申し上げておきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ここでですね先に今島副委員長さん、委員会の副委員長さんの方が発言を求められておられますので、この件についてまた重ねてお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会副委員長（今島 光）

溝辺町の今島です。この問題につきましては、今、迫田委員がおっしゃるように、総合支所方式が今当面の間は非常に一番いいということで今提案しているとおりでありますが、この本庁方式、これは合併した目的というのはやはり経費の削減、そうしたものの、いろんなものからきているから、10年間の間、何年になるか、5年になるか、10年は分かりませんが、総合支所方式をとっていく間にいろんな不都合が出てくるだろうということで、当面の間は総合支所方式、また、これを本庁方式に持っていったとしても、これは集中方式だけじゃなくて、分散方式というものもあるということをおっしゃっていろいろ検討を重ねてきたと思います。今の文面で、「将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。」という表現で、今、迫田委員のおっしゃるのは、本庁方式に移行していくと、これはもう別に考えないんだということの将来的には考えられる恐れ

がありませんかということだろうと思いますが、いずれにしても、この総合支所方式をやっていく間に合併したいろんな経費が削減されない。何のため合併したとかという問題も出てくるだろうということですから、10年後、何年後に、10年、ここが期限ですので、その時にはどうしてもこれはまた検討されるんじゃないかと思えますから、今言われる「本庁方式へ移行していくことを」というのを削除をして、将来的には新市において検討するという方でもいいんじゃないかなあという考え方もあったわけですので、その辺を私としてはそういうふうには考えているわけですが、どうでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今少し整理をいたしますと、議論の整理をいたしますと、いわゆる委員会の中ではやはり将来的にはその合併の大きな方向性というのはやはり本庁方式で、しかし、本庁方式の中にもいろいろな形態があるけれども、やはり目指すべきは本庁方式ではないのかというまず全体の合意の中で、その中で、しかし、一気に本庁方式というのはやはり住民サービスが低下してくるだろうと。そうすると一番住民サービスに低下をさせない方向として総合支所方式を当面とっていきながら、そして新市においては目指すべき方向についても検討をしていくと、こういった整理の中での表現だというふうに、そういう説明ですよ、ご理解。そのとおり、今、私が申し上げたような説明、つまり目指すべき方向の一つは委員会としてはやはりあるべきではないかという形の中で当面総合支所方式と、そうしますと表現の中では新市において目指すべき方向も含めて検討していくという表現に落ち着いたという結果でございます。今申し上げたところでございますけれども、これにつきまして迫田委員先ほどから、いや、それは違うという形での議論ですが、今おっしゃる部分につきましては、委員のおっしゃったのはそういう方向だということをお前提にもう一つ何か意見があれば、はい。池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

ここです、今おっしゃる正・副委員長さんのお考えもよく分かりましたけれども、ここでこの本庁方式に移行していくという目標なり、方向性をですね私は否定するものではありませんが、ここでこの文、文言が書かれているということは、この合併協の中でもそれが認められたんじゃないかと。次に検討される時にですねこの文言によってもうそれにすぐ移行しなければいけないというふうな解釈がとられる可能性もあると私は思いますので、迫田委員が言われるようにですね、この文言だけをですね、「本庁方式に移行する。」ということだけを削除されても何ら問題はないんじゃないかと、いろいろご検討がですね生きてくることには変わりはないのではないかと私は思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと時間を暫時休憩させていただきまして、議論をちょっと整理をして進めたいと思います。再開をいたします。先ほど来、今回提案いたしております協議第7号-2、

新市の事務所の位置につきましての(2)の中の表現方法につきましていろいろとご議論がなされたところでございますが、意見を集約するというにさせていただきますと思います。三つの方法で挙手をお願いしたい。三つの区分の中で自分の思うところについて挙手をいただきたいと思いますが、この問題点は(2)の事務所の方式の「将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。」、この本庁方式へ移行していくことを削除するという提案と、このままでいいのではないかとという提案と、一部紛らわしくない形の表現をとった方がいいんじゃないかと、この三つだというふうに考えております。それでは、お諮りをいたしますが、まずこの本庁方式へ移行していくことを削除した方がいいという方の挙手をお願いします。

[5名挙手]

はい、3名でございます、4名ですね、5名ですかね。はい、それから、このままの表現でも構わないのではないかとという方のご意見をいただきたい。

[22名挙手]

よろしいですか。20名、済みません。大変失礼しました。はい、一部修正した方がいいんじゃないかと。

[20名挙手]

大変拮抗した、ただいま三つの分類で挙手をお願いいたしましたが、文言を削るという方が5名、このままでいいんじゃないかという方が22名、一部修正してもいいのではないかとという方が20名ということでございます。会議の議事はですね、この議事録を見ますと圧倒的に今このままがあるいは一部修正という方が多いわけですが、一方の意見に固まった分が3分の2以上ないということになるもんですから、ここでもう1回暫時休憩をさせていただきますして、今、削除するという部分については基本的にないということ前提に少し意見の交換をさせていただきたいと思いますが、いわゆる削除した方がいいという、少し変えた方がいいということともうこのままでいいんじゃないかという意見と少し、半々ぐらいで分かれておりますので、はい。再開をいたします。この事務所の位置の問題につきましてはいろいろと議論が出されたところでございますが、文言の部分につきまして(2)のところの表現を一部修正、委員会の中で最良の文言を考えて再度協議会に諮るということでこの部分については処理をするということでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、そのように取扱いをさせていただきたいと思っております。それでは、大変時間が過ぎておりますけれども。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、会長の方でご提案がございました。一つだけできますことならばご了解をいただきたいというのが1点ございます。今提案いたしております3点についてこの調整をい

たしておりますが、特に1項目目についての本庁舎の事務所の位置でございます。これにつきましては現在電算システムの導入についていろいろと作業を進めております。非常に大きな要素を持ちますので、全体の決議はそういうことといたしましても、この1項については当面これをご理解いただきまして作業を進め方についてのご了承がいただければ非常にありがたいと思いますが、そこを是非とも諮っていただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、私がお話を申し上げましたのは(2)の文言表現ということで整理をしておりますので、その部分についてはもうそういうことだということで、再度ございましたので、ご異議ございませんですね。

[「異議なし」と言う声あり]

そのように取扱いをしていただきたいと思います。それでは、次に、協議事項14号、新まちづくり計画についてを議題といたします。協定項目6でございます。新市のまちづくり計画につきましては順次予定に従ってその内容を具体的に協議、検討していくこととなりますが、今回はそのうち計画の骨子ということで新市のまちづくり計画の全体像を整理したものであり、計画はおよそこのような構成となっておりますということを表しました骨子となっております。したがって、協議事項ではありますが、本日事務局の提案説明を行い、引き続き計画の骨子、構成についてご協議をいただきたいと思います。そのように進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の3ページ目になります。協議第14号、新市まちづくり計画について説明をいたします。新市まちづくり計画の策定方針に基づき新市まちづくり計画骨子を下記のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。この骨子につきましては新市まちづくり計画の全体像を整理をしたものです。今後新市まちづくり計画については順次予定に従ってその内容を具体的に協議していくこととなります。主に構成になります。1章で序論、1市6町の歴史、現状と課題、合併の必要性、それから4番目に計画の策定の方針、特に②番といたしまして主として基本方針、主要事業、財政計画で構成いたしております。4ページ目になります。2章といたしまして新市の概要、3章で主要指標の見通し、人口、世帯数の見通しでございます。4章で新市まちづくり計画の基本方針、後もって別紙、別冊で資料につきまして説明をいたします。4章で新市まちづくり計画の基本方針、基本理念、将来像、基本方向について記載するものでございます。5章といたしましてこの基本方針に基づきまして基本計画に移っていくという

ようなこととなります。分野別に(1)番から(7)番まであります。社会基盤、生活環境、教育文化、保健福祉、産業経済、コミュニティ、行財政という七つの分野で基本計画をつくっていくということとなります。6章で主要プロジェクト、新市において目玉事業となる主要プロジェクトを具体化していくということでございます。7章で新市における県事業の推進、国道とか、県道といった県の事業に対する分でございますけれども、県が実施する分につきまして具体的に掲載していく。これにつきましては県と調整をしていくという必要が出てまいります。第8章目で公共的施設の統合整備、各市町にあります公共施設の基本的な考え方について掲載していくということでございます。9章目で財政計画、これにつきましては合併後10年間で予定いたしております。市町村合併の特例に関する法律におきましては、この新市のまちづくり計画につきましては、特に基本方針、基本計画、それから公共的施設の統合整備、それから財政計画を盛り込んだ計画になるようにうたわれているところでございます。骨子につきましては以上9章による構成で運びたいということでございます。併せまして別冊で基本方針の素案といたしましてお手元に配付をいたしておりますが、基本方針につきましては計画の基になるものでございます。計画を策定するにあたりましてまず最初に素案といたしましてまとめた現段階での考え方を説明させていただきます。これにつきましても後もってご意見をいただきたいと思っております。別冊の1ページ目に基本方針の体系図でございしますが、基本理念、将来像、それから分野別の進行方向、基本理念につきましては、新市が発展することをイメージさせる新市の理念、目指すべき都市像としての将来像、それを具体化していくための進行方向、そういった形での体系図になっております。2ページ目につきましては基本理念のイメージを書いておりますけれども、現段階では詰めができておりません。これにつきましては今後協議していつて定めることとなります。タイトルとか、サブタイトル、そういった形での基本理念をうたっていくということになってまいります。3ページ目につきましては将来像、それぞれ分野ごとに、新市の目指す将来像を七つの分野ごとに将来像としてうたっております。それぞれタイトルを付けて内容等について掲載いたしております。例えば、1番上が社会基盤分野でございますけれども、これにつきましてはタイトルを「活力ある都市づくり」といった形での掲載をいたしております。「自然に優しい都市づくり」が生活環境分野でございます。教育文化が「育み、磨き合う都市づくり」、それから4ページ目が保健福祉の関係、それから産業経済、コミュニティ分野、行財政分野という四つの分を掲載いたしております。5ページ目からがまちづくりの基本方針ということでそれぞれ分野別振興方向につきまして基本方向を定めております。これにつきましてはフォーラム委員の提言を基に分野別の方向を定めております。住民の意向を反映した形で基本方針といたしたいということでございます。それぞれの分野で基本的な考え方と基本目標を3点に絞ってまとめてあります。6ページ、7ページ目同じでございます。それから8ページ、9ページ目につきましてもそれ

ぞれ基本的な考え方と基本目標を3点ずつ掲載いたしております。12ページ目に移ります。12ページ目につきましては地域別振興方向ということで現段階での構想としてこの七つのゾーンに分けて施策を展開していくということのたたき台でございます。1番目の霧島山系観光保全ゾーンから7番目の錦江湾マリンゾーン、それぞれ市町村で該当する所、それから分野別に該当する所、それぞれ重複する所があると思います。これ等につきましても各市町がそれぞれ今後具体的に検討していく必要があるというふうに考えております。13ページにつきましてはまちづくりの軸の方向性ということで広域連携軸ということと地域連携軸でまとめております。道路網等の整備、それから地域連携につきましても、各役場、市役所を拠点としたつながりの部分をどうしていくかということ等を具体的に配置をしていくという基本的な考え方を述べております。14ページにつきましては土地利用の基本構想図でございます。七つのゾーンと二つの軸につきましても今後具体的に細かく落とし込みをしていくということで地図だけを掲載いたしております。15ページ目から後が主要プロジェクトということで現段階でのたたき台として掲載いたしております。今後各市町、それと協議会、幹事会等の協議を経て主要プロジェクトを整理をしていくということになってまいります。なお、今回提案いたしております分につきましては、現在幹事会でありますとか、各市町で検討をしながら進んでおります。並行して協議会の方でももんでいただきたいということで提案をいたしております。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましては事務局の方から説明がございましたように、まずは本日の協議事項として提案してございます新市まちづくりの計画の骨子、これは会議資料の3ページから5ページでございます、についてご協議をいただき、ご承認いただきましたら、その後その骨子を構成する、別冊で一部分だけが述べられたところがございますが、基本方針についてご意見をいただくという形で進めていきたいと考えております。それでは、計画の骨子、その協議資料の3ページから5ページまでのことにつきましてご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

この別冊の方が第6章まではあるようですが、7章、8章、9章はどこを見ればいいんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方、もう少しその説明を取扱いの説明も含めてお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

お答えいたします。本日はこの骨子につきましては全体計画の構成を1章から9章までしたいという計画で提案をいたしております。それだけではなかなか分かりづらいと

ということと、併せて基本方針につきましては早目に現段階での事務局の方で提案としてまとめた分をお示しをしているというようなことで、今後まとまり次第、1章であるとか、2章であるとか、そういったことをその都度この協議会にも素案としてお上げしたいということで、本日はそのうちの基本方針だけということでご理解していただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

7章、8章、9章は後からという。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、池田委員お話がございましたように、そこを答えてください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

はい、ご質問のとおり、後もってお示しをするということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

併せてそれぞれ個別に出しながら、1冊の冊子として原案として後日まとまった段階では整理をして出すということですが、それまでのうちに個別に必要な分については出していくということでご理解していただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

このいわゆる全体構成についてのいわゆるについてご意見があればまずお伺いしたいんですが。この計画についての全体構成の言わば骨子ということになりますけれども、今お話がありましたように、この構成に基づいて先ほどお話があったような部分を今いろいろ協議をしているので、まとまり次第協議をいただくと同時に、また全体がまとまった段階でご協議をいただくと、こういう手順で進めたいということでございますが、これで全体のこの骨子につきましては特にご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、お諮りをいたしますが、この計画の骨子、協議資料の3ページから5ページにございますように、第1章から第9章の項立てですね、この骨子につきましては提案いたしておりますとお承認していただくということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第14号、新市のまちづくり計画についての計画の骨子は提案のとおり承認いただきました。続きまして、今、その骨子の中の別冊部分ですね、新市まちづくり計画の基本方針についてご質問・ご意見をいただきたいと思っております。今ご承認いただきました計画の骨子については計画の構成だけでしたけれども、計画の中身につきましてはおよそどのようなものを想定すればよいのかと、こういったことを現在幹事会、プロジェクト会議等でも検討を行っているところでございます。素案としての委員の皆さんにイメージを持っていただくということでただいまの計画の骨子4章の基本方針の部分だけ説明したところでございますが、ここに続きまして何かこの場でご意見があればお承りをいたしたいと思っております。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

21世紀は地球環境をば整理していく世紀だと言われております。地球に住む人たちがそのことについては思いを馳していかなきゃならないと思っておりますが、内閣府のこの前の「地球温暖化防止とライフスタイルに関する世論調査」の中でこれから先、やはり人口の、日本国民の6割が「やはり行政あるいは国がこういったものには取り組んでいくべきであろう。」という世論調査が出ておりますけれども、これらが理念の中に、あるいは、また、将来像の中に盛り込まれていくものかどうかお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、延時委員の方からご質問がございましたが、今、皆様方が検討されている、お示ししている中で今のようなことがご議論されているのかどうかという点だろうと思っております。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

素案を掲載している段階では生活環境分野のところでは当然出てこないといけない分野でございますけれども、細かいところまでその地球温暖化に対しての文言等については触れておりません。そういった意見については意見を反映しながらこの計画にしていくということになるのかなあというふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員よろしゅうございますか。今この、まだ本当の素案の素案のようでございますが、今おっしゃったような意見も、もし検討されたいものについては、ここで出していただければ、あるいは、ここということじゃなくて、この後の時間、別途の時間、事務局の方にいただければ、それらも検討したいということでございます。今の部分については検討を進めていきたいというお話でございました。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

それで補足、今のことについて我々の1市6町で検討していかなければならない、この1市6町の森林面積が4万haでございますね、ありますね。そうしてきますといわゆる

る地球温暖化防止機能の中で、もちろん京都の議定書がございますけれども、1990年を基本年度として、1924年ですか、を目標年度として現在のCO2の算出量をば日本は6%削減をしましょうということを決めております。その6%のうちに3.9%をば日本の山が、森林が受け持つということにしておるようでございますが、現在の日本の山面積から割り出して、現在進めている施業計画、そういったものから見ますと2.9%ぐらいしか今のところ算出ができない。10カ年の間にあと1%、平成24年まで、2012年までなんですけど、第一期の目標内で6%ですから、その間にあと1%をば森林がCO2の吸収、固定化機能を高める森林整備を行っていかなくやならないということが、我々の所もやはりそれを理解していかなくやならない。4万haの林分があるわけですから、これがいわゆる森林整備という形で、林業とはちょっと違います。林業振興と森林整備とはおのずから違うと思いますので、ここでは森林整備の方を考えていくべきじゃなかろうかと思えます。それから、それを見ていきますと、今、福山町に二つの川があると思えますけれども、それから国分には高橋川とか、検校川があると思えます。隼人町に天降川があると思えます。また、溝辺の方が網掛川、加治木の方に、錦江湾に流れ込んでおります。そういったものを見ますと、そのすべての河川の水源あるいは上流域、その流域、そういったものについてはこの森林が広がっているわけでございます。そうしてみますとこの1市6町の中での河川に関わるすべての、河川ももちろんですけども、関わる水源林、あるいは、また、関係する林分については環境保全の問題あるいは地球温暖化防止機能を持っている森林整備の関係をやはりどっかにか入れ込んでおく必要があるんじゃないかと思うわけでございます。この入りまして2番目ですか、自然環境保全道の中で「北西部だけを林業の地域としていくんだと、ゾーンとしていくんだ。」ということがあろうございましてけれども、やはりこの際全域の河川と森林、林業とは違いますよ、森林を対象にして林業整備をしていくということをばしてやはり地球温暖化防止機能の役割を果たしていく。そして住みよいこの地域をつくっていくという将来像を描いて実行していただくことをばどこかの文言で入れていただきたいと思うわけでございます。文言については、これはですね私の、まちづくり計画、別冊、各町から選任されました職員の方、そして事務局を構成していらっしゃる方々、シンクタンクの方々の集まりだと思えますよ、その方々が練りに練った計画かなあと思えますよ、この計画は。詰めていらっしゃるんじゃないかと思えますよ、はっきり言って。それでそういった面からシンクタンクの方々がされた計画書であればね毛頭に文言も、見方も違っていると思えますよ。それで今意見を申したようなことがございます。それからもう一つ言わせてもらいますならば、7ページの中に教育文化分野がありますが、その中の基本目標というところに「地域に根ざした特色ある教育活動の充実を図る都市づくり」という文言がございます。その下の方を見ていきますと「新市における教育では」、ということは、この文言はこの前のプロジェクト委員会等で検討されたものがその

まま出ている。いわゆる学校教育を指しているなあと思います。それから2番目、3番目については伝統文化、あるいは、また、その他の人づくりの関係が箇条書きに書いてございますので、1番目は学校だけのことを書いてある。であれば「特色ある教育活動」という言葉を「学校教育」に変える必要があるんじゃないかならうかと思います。そのことが妥当だと思います。いわゆるふるさとを愛し、人に優しく、いたわり合い、そして励まし、助け合う人間性、こういった豊かな学校教育を進めていくことがこれからこの地域を担っていく人たちの人づくりにつながってくると思います。そういった視点からこの文言についても「教育活動」というものをば「学校教育」に変えていただくのが順当だなあと思います。2点申し上げておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、委員の方からご質問がございましたが、事務局の全体的な今の経過の考え方と、今のご意見が出てくる部分をどういうふうに関後詰めていくのかということ整理して説明をしていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今回の基本方針の策定につきましては当然計画書の基になるもので非常に大事なものだというふうに考えております。精査をして提出するまでに非常に時間もかかるというようなことで、出したらもう訂正も何もしないよという状況のやり方じゃなくて、お示しをして、いろんな形で文言を、意見も当然あるかと思いますが。事務局だけで分からない分、それからプロジェクトで分からない分、それから各まちでしょうか、そこら辺での分が上がってきた段階で精査をして1冊の計画書に仕上げたいということで十分協議会の委員の方々の意見を反映させたいということでございます。本日は素案ということで文言等につきましてもまだまだ整理をしない状況で出しておりますことをご理解していただきたいと思います。意見等については反映させていきたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ご理解いただきましたでしょうか。ほかにございませつか。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

1回ぐらゐ意見を言わんと、代表に來た。基本計画のですね16ページ、「助け合い、支え合う都市づくり」というありますが、大變商売人にしてみれば、いや、商売人と言うかですね、こう見るとおいしい話がたくさん書いてあります。こういうところで1市6町の合併でですねこういうふうなことでいけばですね大變結構なことだと思わんですが、この基本は、今の1市6町のこの政策の中から拾って、そしてこういう方がいいということ書かれたんだらうか、それとも夢として、ビジョンとして書かれたんだらう

か。何か根拠があるんだろうかということをごすねお聞きしたいんですが。そして、また、このままいくことであれば、大変これは合併というのはいいことだなあと。思います。ひとつお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局のプロジェクト等の考え方について説明してください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

骨子の中で主要プロジェクトということでお示ししました6章の中で目玉事業となる、新市において目玉事業となる事業を具体化していきたいということで、ここにお示ししております分については、フォーラム委員からの意見、それと事務局の方で少し精査をした分、併せてまだ各まちの方にも下ろしてありますけれども、これはほんのたたき台というふうに考えていただきたいと。思います。最終的には計画が9章の中の財政計画というところがありますけれども、当然これと連動しないといけないということを考えております。できますならばこういった形で各まち、それぞれの分野で目玉になるような事業をしていきたいということが事務局としての考え方でございます。これ等についてはさらに精査をしていくということを考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

西委員よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかに何かございますか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにご意見がございませんようであれば、これはごすね今出しまして、まだ精査をされて、自分なりにあるいは町としてももう少しこういう意見がという部分につきましては、もう事務局の方にまた直接、今お話がございましたように、お出しをしていただきまして、少し意見を膨らましながら最終的にもんでいくという形でございますので、そのような取扱いにさせていただきたいということでこの部分につきましては終わらせていただきたいと。思います。あと議題があるんですが、ここでちょっとトイレ等10分程度休憩をしましょうかね。10分ほど休ましていただきまして、30分から会を再開させていただきます。よろしく。お願いします。

「休憩 午後 4時20分」

「再開 午後 4時30分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、続きまして会議次第5の次回の協議事項について、まず(1)の協議第15号、特別職の身分の取扱いについて、これは協定項目の12になりますけれども、これを議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長

の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務専門部会長でございます。会議資料の6ページ、協議第15号、特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）の提案理由等についてご説明いたします。新設合併の場合、合併関係市町村の特別職は合併の日の前日に失職することになっております。協議を求める内容といたしましては、1、市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与の額は、現行の給与額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。2、議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。3、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。4、審議会、委員会等の付属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは原則として合併までに統合又は調整する。人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額を基に合併までに調整する。5、その他の特別職については、設置する必要があるものは原則として新市において調整する。6、新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定めるものとするの6項目でございます。特別職とは、そこにお示ししているとおり、市長、助役、収入役、教育長、議会議員など一般職以外の職のことを総称する言葉であります。市長、町長、議員のように選挙で選ばれる職、助役、収入役などのように選任の際議会の同意を要する職、あるいは防災会議や青少年問題協議会などの付属機関の委員など非常勤の方々も含まれるものでございます。参考資料といたしましては、7ページと8ページに各市、町における主な特別職の給料、報酬の額をお示ししてあります。また、9ページには各市、町に置かれている教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会の種類をお示ししてあります。10ページと11ページには各市、町に置かれている付属機関をお示ししてあります。また、12ページから19ページまでには地方自治法などの関係法令の抜粋をお示ししてあります。また、20ページには全国の先進事例を、21ページには人口規模が類似する市における特別職の報酬の額を参考としてお示ししてあります。この特別職の身分の取扱いについては、人事分科会、総務専門部会をそれぞれ開催し、検討を行い、さらに幹事会においても協議を行ったところでございます。総務専門部会等での具体的な協議、検討内容についてご報告いたします。まず1から3までの項目の関係についてでございますが、特別職の給料、報酬の額につきましては、7ページと8ページをごらんになっていただければお分かりのように、それぞれの市、町によって異なっております。これは人口規模等によっても異なっているものと考えられます。また、21ページには1市6町が合併した場合の人口が同規模程度である市、大体人口が12万7千人ぐらいの市なんです。この特別職の給料、報酬の額をお示ししてあります。このようなことからこ

これらの特別職の給料、報酬の額については、現行の額や同規模の人口を持つ市の例などを参考にしながら合併までに調整する必要があると考え、そこにお示しいたしましたように、「現行の給料額、報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。」というふうに表現いたしております。次に、4の項目ですが、審議会、委員会等の法律又は条例に基づき設置されている付属機関の各市、町の現況は10ページと11ページにお示ししてあります。これをごらんになればお分かりのように、それぞれの市、町で共通して設置しているものもございませぬし、独自に設置しているものもございませぬ。また、同じ内容のものでも名称が異なっているものもあるようでございませぬ。したがって、これらの付属機関については新市でも設置する必要があるかどうか検討を行い、引き続き設置する必要があるものについては、原則として合併までに統合したり、調整したりする必要があることから、そこにお示しいたしましたように、「新市において引き続き設置する必要があるものは原則として合併までに統合又は調整する。」というような表現を用いたところでございませぬ。次に、5の項目ですが、これまでの1から4までに掲げた特別職以外の特別職、例えば、学校医とか、体育指導員などもそうだと思いますが、これらについても、そこにお示しいたしましたように、「設置する必要があるものは原則として新市において調整する。」というふうに表現したところでございませぬ。次に、6の項目でございませぬが、これにつきましては資料の関係法令をごらんいただきたいんですが、13ページの中ほどの地方自治法施行令第1条の2でございませぬ。第1条の2には見出しに「長の職務を暫定的に行う者として、普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者、括弧の部分は飛ばします、のうちからその協議により定めた者が当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。」というふうに規定してあります。また、その下に☆印で注釈を入れてありますが、「新設合併の場合は、合併市町村の長は合併の日の前日に失職する。」、次に同じく※印で「新市の設置による長の選挙は、設置の日から50日以内に行ふこと。」となっていることから、長の不在期間をカバーするためにこのような規定が置いてあるわけですが、このようなことから、そこにお示しいたしたとおり、「新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定めるものとする。」というふうに表現したところでございませぬ。以上で特別職員の身分の取扱い（協議項目12）についての提案説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長の方から提案説明がございましたが、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。はい、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

この案文の1番目のところは「市長」の次に「町長」を入れなくていいんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

合併後は市になるという前提で「市長」というふうにさせていただきました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

21ページに「人口規模類似都市報酬議案」というところがあるわけですが、この内容を見ますと都市それぞれにいろいろばらつきがあるようですけれども、今後新しい市になった時、そのまちの財政状況も把握して検討される必要があるんじゃないかと思いますが、その辺について説明ください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局、はい、財政状況等も考慮してされる必要があるのではないかと。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

その辺はもうおっしゃるとおりだと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

10ページから11ページに関係しますけれども、市、町に設置してない委員会とか、審議会があろうと思います。先ほどの説明の中で検討して将来とも設置すべきものについては設置をするということで調整をしたいということでございましたけれども、その物差しはどういったものを物差しにされて廃止する場合と引き続いて設置する場合とを分けられますか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

私どもが今ここでお出しいたしましたのは特別職についての一般的な考えをお示ししております。例えば、防災会議について必要であるかどうかというのは、それぞれのまた分科会、専門部会で検討してまいりますので、その時点で必要かどうかの検討がされるかというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

例えば、市民の健康保持のための健康づくりの部会とか、審議会とか、あるいは増健委員会、1市6町のうちに三つの町だけが審議会とか、委員会を設置しておりますよね。こういったもの等について、2分の1でしょう。将来残すかあるいは廃止するか。その辺の物差しです、はどうされるかということです。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

これも同じく、健康関係の、例えば、健康関係の問題であれば、その分科会の中あるいは専門部会の中で必要かどうかを検討して、必要であれば、ここに書いてくださいますように、合併までに調整されるというふうに考えております。この今、私どもが検討したのは大まかな原則論、皆さんがほかの分科会で検討するものの原則論をお示しいたということで出したところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特になければですね、質問がないようでございますので、協議第15号の特別職の身分の取扱いについては終わらせていただきたいと思っております。次に、会議次第5の(2)でございますが、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて、これは協定項目の25-3となるものでございますが、これを議題といたします。本件は電算情報専門部会の所掌事務となっておりますので、電算情報専門部会長から提案説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

それでは、私は電算専門部会長をいたしております国分市情報政策課長の川村と申します。それでは、資料の22ページ、協議第16号、協定項目の25-3、電算システム事業の取扱いについてご説明申し上げます。協議第16号は、市町村合併を成功される大きなポイントの一つである電算システムの統合に関する調整方針について提案するものでございます。電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全確実に稼働できるように調整するものとするというものでございます。電算システムは今や行政にとってなくてはならないものになっており、多くの行政事務事業が電算システムに依存しております。現在の1市6町の電算システムの整備状況につきましては資料の25ページから26ページにかけて掲載しております。新市の一体性の確保、住民の利便性の向上と行政サービスの高度化、多様化に対応するため、原則として合併時に電算システム事業を統合稼働する内容とするというのが提案の理由と申しますか、調整の基本となる考え方でございます。それでは、次に、資料の23ページ、電算システム事業の取扱いについてという調整方針案に関する参考資料をごらんいただきたいと存じます。まず1番目として協定項目の要旨、留意点を掲載いたしております。1と2は、1市6町の電算システム事業にはそれぞれ違いがあるという現状認識のもと、合併した場合は、当然のことですけれども、一つの自治体になるわけですので、現行のばらばらの電算システムを統合する必要があるということでもあります。3が一番大きなポイントと言ってもよいと思いますが、合併時に住民サービスの提供に支障を来さないよう安全かつ確実な電算業務の稼働を最優先課題と

し、限られた期間で最も効率的かつ経済的な移行を行う必要があるということでございます。4と5につきましては、合併までに期間がないので、効率よく作業を進めるために優先順位を検討したり、調整や意思決定を円滑、迅速にするということを掲げております。6は、現在既に電子自治体の構築の段階に入っておりますので、電子自治体の対応ができる環境整備等を図るということを前提といたしております。それから一つ飛びまして3番目に人口が同規模である他の協議会や自治体の電算システム統合に係る調整方針の先進事例を掲載いたしております。いずれもコンパクトな分かりやすい表現で「住民サービスの低下を招かないよう合併時に電算システムの統合を図る。」といったほぼ同様の内容となっているようでございます。次に、資料の24ページ、電算システム統合化基本方針についてご説明申し上げます。この基本方針は、電算システム事業の取扱いに係る調整方針案の作成作業と並行して検討、協議し、取りまとめたものであり、今後電算システムを統合していく際の基本となるものでございます。まず1番目が統合化の基本原則であります。1、住民サービスを低下させない。2、合併時に最も安全確実に統合化され、安定稼働する電算システムを採用する。3、限られた期間で最も効率的かつ経済的な電算システム統合を行う。4、電算システムの優先度の高いものから統合する。5、電算システム移行時の機能拡張は極力抑制するという五つの原則を定めております。2番目の統合化の手順といたしましては、原則として合併した日に稼働するように行うこととし、統合作業の進捗管理は原則として電算情報部会で行い、それぞれの部会と連携をとりながら進めてまいります。次に、住民に直接サービスを提供し、最も時間的にも、経費的にも大きい基幹系電算システムの統合に関しては次のような方針で統合化を行うことにいたしております。なお、具体的なシステムの内訳は隣の25ページに記載をしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。まず基幹系電算システムの統合作業はベンダー、いわゆる制作者、専門業者ということでありますけれども、ベンダーに委託することとし、委託ベンダーの選定は企画提案による方式、いわゆるプロポーザル方式により、新規システムや既存システムを活用したシステムにより企画提案を行った業者の中から取り組み体制や実績等を考慮し、最も適性を有する業者を選定するというを1市6町で確認いたしているところでございます。なお、戸籍総合システムの統合につきましては次に説明いたします内部情報系システムの統合作業に準ずることにいたしております。また、統合作業につきましては各専門部会が連携して行ってまいります。次に、内部情報系システム、いわゆる行政内部の事務処理をするためのシステムの統合作業は、それぞれの事務を所管する各専門部会の意向を踏まえながら電算情報部会で進めていくこととなります。なお、内部情報系システムの内訳は26ページに掲載いたしております。それから、同じく26ページに掲載いたしておりますその他の業務に関するシステムの統合作業につきましては、個々の部署に係る固有の業務でございまして、当該業務を所管する専門部会で進めていくこととなりますが、適宜各

市町、専門部会等において協議を行うことになっております。個人情報保護につきましては行政にとりまして極めて重要な課題となっているところでございますが、3番目のデータ保護に関する取扱いでは情報セキュリティーに関する方針を定めております。最後の4番目のその他では「電算業務は多岐にわたっており、非常に範囲が広いので、今後予期せぬ事態が生じた場合に、この方針に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、各市町、専門部会等において協議の上、決定することとする。」と定めており、適宜協議を行ってまいります。以上で電算システム事業の取扱いについての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま電算情報専門部会長から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、特にないようでございますので、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて（協定項目25-3）は終わらせていただきます。以上で今回の協議事項については終わらせていただきますが、この二つの案件につきましては今回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。続きまして会議次第6のその他でございます。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。事務局の方は。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

今回の会議日程等のご連絡を差し上げたいと思います。2点ございます。まず1点目が第11回協議会の会議日程の件でございます。これにつきましては第10回会議資料の1ページ目、会議次第の部分でございますが、そこの一番下の囲みの部分でございますけれども、第11回協議会は10月23日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。よろしくお願いたします。それから、2点目の小委員会関係の日程のご連絡でございます。この後第5回議会議員の定数及び任期検討小委員会を引き続きこの会場で開催いたします。若干準備の時間をいただきましてこの会場で開催いたしますので、よろしくお願いたします。それから、先ほどの新市事務所の位置検討小委員会の関係でございますが、こちらにつきましては第5回の検討小委員会ということで、日程等のご連絡もございますので、先ほど委員長さん、副委員長さんともご協議いただきまして、その関係でちょっと、この会場ではこの後議会議員の方の検討小委員会がございますので、場所を移しまして第5回の新市事務所検討小委員会のご連絡等をさしていただきたいと思っております。場所の方は公民館3階中会議室ということでございまして、この後事務所位置検討小委員会の委員の皆さんを職員の方がご案内したいと思います。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

建物はこの中でしょう。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

はい、この建物と一体となった建物の中の公民館3階の中会議室でございます。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにはないようでございますので、本日の議長の役目は終わらせていただきたいと思います。今日は皆様方に大変熱心なご議論を長時間にわたりご協議をいただきましてありがとうございます。大変不慣れな進行のためにまずい進行状況もあったことをお詫びを申し上げながら会を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第10回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時50分」